

★ 職員の高齢者部分休業に関する条例（条例第一号）（人事課）

一 制定の理由

高齢職員の勤務形態の選択肢を広げる観点から、本県職員が高齢者部分休業をすることができるようにするため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 高齢者部分休業の承認

- (一) 任命権者は、五十五歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができることとした。
- (二) (一)の承認は、一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で任命権者が定める時間を単位として行うこととした。

- (三) 職員が(一)の申請をする場合において、当該申請において示す日は、五十五歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日でなければならないこととした。

2 承認の取消し又は休業時間の短縮

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができることとした。

3 休業時間の延長

任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができることとした。

4 人事委員会規則への委任

この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

5 関係条例の一部改正

高齢者部分休業をした職員について、1(一)の承認を受けて勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与を減額するなど、給与及び退職した場合の退職手当の取扱いに関する措置を講じるため、関係条例について、所要の改正を行った。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 職員の配偶者同行休業に関する条例（条例第二号）（人事課）

一 制定の理由

地方公務員法の一部が改正され、職員の配偶者同行休業制度が導入されたことに伴い、本県職員が配偶者同行休業をすることができるようになるため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 配偶者同行休業の承認

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができることとした。

2 配偶者同行休業の期間

配偶者同行休業の期間は、三年を超えない範囲内の期間とした。

3 配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由

職員が配偶者同行休業をすることができるときにおける、配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由は、外国での勤務その他の人事委員会規則で定める事由とした。

4 配偶者同行休業の承認の申請

配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととした。

5 配偶者同行休業の期間の延長

(一) 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができることとした。

(二) 1は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用することとした。

6 配偶者同行休業の期間の延長ができる特別の事情

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情は、人事委員会規則で定める事情とした。

7 配偶者同行休業の承認の取消事由

配偶者同行休業の承認の取消事由は、人事委員会規則で定める事由とした。

8 任期を定めた職員の任用等

(一) 任命権者は、1又は5(一)の申請があった場合において、申請期間について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任期の限度として行う任期を定めた採用又は臨時的任用のいずれかを行うことができることとした。

(二) 任命権者は、(一)により任期を定めた採用をする場合には、当該採用をする職員に

その任期を明示しなければならないこととした。

(三) 任命権者は、(一)により任期を定めた採用をした職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができることとした。

(四) (二)は、(三)により任期を更新する場合について準用することとした。

9 人事委員会規則への委任

この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

10 関係条例の一部改正

配偶者同行休業をした職員について、国家公務員に係る取扱いに準じて、職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱い等に関する措置を講じるため、関係条例について、所要の改正を行った。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県附属機関設置条例（条例第三号）（行政管理課）

一 制定の理由

県の執行機関の意思形成過程に深く関わることにより効果的、効率的な行政運営に資することとなる外部有識者会議について、附属機関として位置付けるため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

附属機関として、次に掲げる事務を担当する機関を設置することとし、委員の構成、任期等を定める。

名 称	担 任 す る 事 務
広島県環境県民局補助金等審査会	知事の諮問に応じ、環境県民局における補助金等の交付の申請の内容について審査すること。
広島県児童死亡事案検証委員会	知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議すること。
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査すること。
広島県歯科技工士国家試験委員会	歯科技工法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定による歯科技工士国家試験について調査審議すること。
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議すること。
広島県難病認定審査会	原因不明で、治療方法が確立していない難病に関し、医療費助成の対象患者となるかどうかについて審査すること。
広島県小児慢性特定疾患認定審査会	小児慢性疾患のうち、原因不明で、治療方法が確立していない難病に関し、医療費助成の対象患者となるかどうかについて審査すること。
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血血推進に関する重要事項について調査審議すること。
広島県商工労働局補助金等審査会	知事の諮問に応じ、商工労働局における補助金等の交付の申請の内容について審査すること。
広島県公共事業評価監視委員会	知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。
広島県建築設計者選定委員会	知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査を行うこと。
広島県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第二十八条第一項に規定する重大事態のうち、調査が必要と知事又は教育委員会が判断したものについて調査すること。

規則で定めるところにより設置する、公募型ポータル方式による契約の相手型の選定に係る附属機関

公募型ポータル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議すること。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（条例第四号）（高齢者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）において、民生委員法の一部が改正され、民生委員の定数を条例で定めることとされたことに伴い、その定数を定めた。

二 条例の内容

民生委員の市町ごとの定数は、次の表に定めるとおりとした。

市町名	定数
呉市	六三三人
竹原市	八三人
三原市	二五二人
尾道市	三七二人
府中市	一二一人
三次市	一八九人
庄原市	一六三人
大竹市	六七人
東広島市	三一五人
廿日市市	二二三三人
安芸高田市	一二九人
江田島市	一〇三人
府中町	一〇四人
海田町	四一人
熊野町	四八人
坂町	三四人
安芸太田町	四五人
北広島町	七七人
大崎上島町	四六人
世羅町	六九人
神石高原町	四九人

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（条例第五号）（介護保険課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）において、介護保険法の一部が改正され、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに基準該当居宅介護支援に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項

指定居宅介護支援事業者の指定は、法人に対して行う。

2 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準

(一) 基本方針

指定居宅介護支援事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 介護支援専門員

ア 指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる者であつて常勤であるものでなければならない。

イ 指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき介護支援専門員の員数は、一以上とし、利用者の数が三十五を超えるときは、一に利用者の数が三十五又はその端数を増すことに一を加えて得た数を標準とする。

(2) 管理者

ア 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

イ 管理者は介護支援専門員でなければならない。

(三) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(2) 提供拒否の禁止

指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

- (3) サービス提供困難時の対応
- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

- (4) 指定居宅介護支援の基本的取扱方針
- 指定居宅介護支援事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう指定居宅介護支援を提供しなければならない。

- (5) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針
- 指定居宅介護支援は、(一)の基本方針及び(4)の指定居宅介護支援の基本的取扱方針に基づき、アからシまでに定めるところにより提供する。

ア 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

イ 介護支援専門員は、利用者の自立した日常生活の支援が効果的に行われ、かつ、利用者の心身又は家族の状況等に応じて、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるよう居宅サービス計画を作成しなければならない。

ウ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、その開始の前に、利用者のサービスの選択に資するよう、当該地域において居宅サービス事業者等が提供するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供するものとする。

エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、当該利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービスその他の当該利用者の置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

オ 介護支援専門員は、エの解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し、理解を得なければならない。

カ 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用

者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居室サービス計画の原案を作成しなければならない。

キ 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、及び当該担当者から、当該居室サービス計画の原案の内容に対する専門的な見地からの意見を求めるものとする。

ク 介護支援専門員は、居室サービス計画の原案に位置付けた指定居室サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居室サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

ケ 介護支援専門員は、居室サービス計画を作成した際には、当該居室サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

コ 介護支援専門員は、居室サービス計画の作成後、居室サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居室サービス計画の変更、居室サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

サ 介護支援専門員は、コの実施状況の把握を、特段の事情のない限り、(ア)及び(イ)に定めるところにより行うとともに、利用者及びその家族並びに居室サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。

(ア) 少なくとも一月に一回、利用者の居室を訪問し、当該利用者に面接すること。

(イ) 少なくとも一月に一回、コの実施状況の把握の結果を記録すること。

シ 指定居室介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者からの指定介護予防支援の一部の委託を受ける場合には、その委託に係る業務量等を勘案し、当該指定居室介護支援事業者が行う指定居室介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(6) 管理者の責務

指定居室介護支援事業所の管理者は、当該指定居室介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居室介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

(7) 運営規程

指定居室介護支援事業者は、指定居室介護支援事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとする。

(8) 設備及び備品等

指定居室介護支援事業者は、指定居室介護支援の事業を行うために必要な広さ

の区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(9) 秘密保持

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(10) 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等

指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

(11) 苦情処理

指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

(12) 事故発生時の対応

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、市町村、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

3 基準該当居宅介護支援に関する基準

指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準に同じ。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県農地中間管理事業等基金条例（条例第六号）（農業担い手支援課）

一 制定の理由

農地集積・集約化対策事業費補助金が国から交付されることに伴い、農業の担い手への農用地等の集積及び集約化を推進することを目的として、県が農地中間管理事業の推進を図るための事業を実施し、並びに農地中間管理機構及び市町が当該目的のために行う事業の実施を支援するために要する経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付された農地集積・集約化対策事業費補助金（基金に積み立てることが交付の条件とされる事業に係るものに限る。）相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、農業の担い手への農用地等の集積及び集約化を推進することを目的として、県が農地中間管理事業の推進を図るための事業を実施し、並びに農地中間管理機構及び市町が当該目的のために行う事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十六年三月二十六日

★ 広島県森林審議会条例（条例第七号）（林業課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）において、森林法の一部が改正され、都道府県森林審議会の委員の定数に関する定めが廃止されたことを踏まえ、広島県森林審議会の委員の定数など必要な事項を定めた。

二 条例の内容

- (一) 審議会の委員の定数は、十一人以内とする。
- (二) 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (三) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (四) (二)及び(三)は、審議会に部会を置いた場合には、部会について準用する。
- (五) (二)から(四)までのほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県建設工事紛争審査会条例（条例第八号）（土木総務課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）において、建設業法の一部が改正され、都道府県建設工事紛争審査会の委員の定数に関する定めが廃止されたことに伴い、広島県建設工事紛争審査会の委員の定数を定めた。

二 条例の内容

広島県建設工事紛争審査会の委員の定数は、十五人以内とした。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県建築士審査会条例（条例第九号）（建築課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）において、建築士法の一部が改正され、都道府県建築士審査会の委員の定数に関する定めが廃止されたことに伴い、広島県建築士審査会の委員の定数を定めた。

二 条例の内容

広島県建築士審査会の委員の定数を、八人とした。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第十号）（障害者支援課）

一 改正の理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害福祉サービスのうち共同生活介護を共同生活援助へ一元化するとともに、引用条項の整理等を行うため、関係条例の規定を整備した。

二 改正の内容

条 例 名	改 正 の 内 容
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例</p> <p>広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>引用条項を整理する。</p>

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>共同生活介護の共同生活援助への一元化に伴い人員基準等を新設し、及び関係規定を整備する。</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>引用条項を整理するとともに、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。</p>

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例（条例第十一号）（産業政策課）

一 改正の理由

産学が共同して取り組む研究開発を推進するため、当該研究開発を行う場を新たに提供することとし、広島県産業科学技術研究所の名称をひろしま産学共同研究拠点に変更するとともに、併せてその管理に関する事項について必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 題名の改正

「ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例」に改めた。

2 名称の改正

「ひろしま産学共同研究拠点」に改めた。

3 業務の改正

業務を次のとおり改めた。

- (一) 基礎的・先導的分野の産学共同研究開発の支援等を行うこと。
- (二) 施設及び設備を基礎的・先導的分野の研究開発のための利用に供すること。
- (三) その他研究拠点の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（人事課）

一 改正の理由

子を養育する職員の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とする子育て支援部分休暇制度を創設するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 子育て支援部分休暇は、職員が小学校に就学している子（第一学年から第三学年までの子に限る。）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とした。
- 2 子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間を超えない範囲において必要と認められる期間とした。
- 3 子育て支援部分休暇については、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額することとした。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（人事課）

一 改正の理由

県政運営に係る職責に鑑みた措置として、知事等及び指定職職員の給料等を減額する特例措置の期間を二年間延長するとともに、減額率を改正した。

二 改正の内容

知事等及び指定職職員の給料等を減額する特例措置の期間を平成二十八年三月三十一日まで延長するとともに、平成二十六年四月一日からの給料月額の減額率を次のとおりとした。

区 分	改正前	改正後
一 知事	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇
二 副知事	一〇〇分の一五	一〇〇分の七・五
三 教育長	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
四 病院事業の管理者		
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員		
六 指定職職員（県立広島病院長）		

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十四号）
（行政管理課）

- 一 改正の理由
事務事業の見直し等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
 - 1 広島県職員定数条例の一部改正
最少の経費で最大の効果を発揮し、県民サービスのより一層の向上を図るため、効率的な組織体制の整備、職員の業務効率の向上などの行政改革に取り組み、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正する。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、一七一人	四、一一六人	△五五人

- 2 広島県学校職員定数条例の一部改正
児童生徒数の変動などに伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正する。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、一七九人	五、二四六人	六七人
市町立学校県費負担教職員	一四、八二〇人	一四、七七四人	△四六人

三 施行期日
平成二十六年四月一日

★ 広島県企業職員等定数条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（行政管理課）

一 改正の要旨

県立病院の医療機能の強化に伴い、病院事業の職員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による増員
一、一九〇人	一、二八〇人	九〇人

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例
 (条例第十六号) (行政管理課)

一 改正の要旨

県の執行機関の意思形成過程に深く関わることにより効果的、効率的な行政運営に資することとなる外部有識者会議について、附属機関等として位置付けるため、関係条例を改正した。

条 例 名	内 容
広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例	指定管理者の候補者の選定について調査審議するため、広島県指定管理者選定委員会を設置する。
広島県青少年健全育成条例	青少年の健全な育成に関し必要な事項について調査審議するため、広島県青少年健全育成審議会を設置する。
広島県公営企業の設置等に関する条例	工業用水道事業及び水道用水供給事業の評価について調査審議するため、広島県企業局水道事業評価委員会を設置する。
広島県病院事業の設置等に関する条例	県立病院の経営に関する重要事項について調査審議するため、広島県病院経営外部評価委員会を設置する。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第十七号）（財政課）

一 改正の要旨

最近の社会経済情勢の変動及び消費税法の改正などに対応して、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正などを行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	児童福祉法施行規則等の改正に伴い、保育士試験の全部が免除される者に係る申請手数料の新設 全国的に増加傾向にある家畜の伝染性疾病等に対応するための家畜検査手数料の新設等 国のガイドラインに基づく研修実施方法の見直し等による介護支援専門員実務経験者更新研修手数料の金額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う狩猟免許更新申請手数料、技能検定の実技試験手数料等の金額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う行政財産を使用する場合の使用料の金額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定等に伴う研究所の設備の利用又は試験等の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研修室等の利用料金の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う入園、駐車場等の利用料金の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う展示室の利用料金等の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴うホール、展示室等の利用料金の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴うホール、リハーサル室等の利用料金の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う公園センター、キャンプ場、全天候多目的施設等の利用料金の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う野呂山公園、帝釈公園、牛小屋高原公園のオートキャンプ場等の利用料金の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う宿泊所、研修棟、キャンプ場等の利用料金の上限額の改正
行政財産の使用料に関する条例	
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	
広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例	
広島県立美術館条例	
広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例	
広島県立県民の森設置及び管理条例	
自然公園施設の設置及び管理に関する条例	
広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例	

<p>例 広島県立県民の浜設置及び管理条 例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う宿泊研 修所、運動広場等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>広島県立中央森林公園設置及び管 理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う日本庭 園、駐車場、多目的ホール等の利用料金の上限 額の改正</p>
<p>広島県健康福祉センター設置及び 管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研修室 等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>例 保健所における手数料に関する条 例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴うヒト免 疫不全ウイルス等の試験検査に係る手数料の金 額の改正</p>
<p>広島県立総合精神保健福祉センタ ー設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料 (健康保険法などが適用されない場合)、診断 書料又は証明書料等の改正</p>
<p>広島県立障害者リハビリテーショ ンセンター設置及び管理条例</p>	<p>新たに脳性麻痺に関する診断書の作成に対応す るため、文書料(特別診断書)の上限額の改正</p>
<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料 (健康保険法などが適用されない場合) 等の利 用料金の上限額の改正等</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料 (健康保険法などが適用されない場合) 等の利 用料金の上限額の改正等</p>
<p>広島県立障害者療育支援センター 設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料 (健康保険法などが適用されない場合) 等の利 用料金の上限額の改正等</p>
<p>例 広島県立産業会館設置及び管理条 例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う展示室、 事務室、ステージ等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>広島県立産業技術交流センター設 置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研修室、 会議室、多目的ホール等の利用料金の上限額の 改正</p>
<p>広島県家畜人工授精料等徴収条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う受精卵 採取技術手数料、人工授精施術料、精液料の金 額の改正</p>
<p>広島県道路占用料徴収条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う電柱、 電話柱等の道路占用物件の占用料の金額の改正</p>
<p>例 広島県河川区域内占用料等徴収条 例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う発電の ための河川区域内における占用料等の金額の改 正</p>
<p>広島県広島ヘリポート条例</p>	<p>新たに整備した格納庫用地の土地使用料の新設 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う着陸料 ・停留料の金額の改正</p>

広島県港湾施設管理条例	広島県港湾出島地区の国際コンテナターミナルに係る係船料又は使用料の軽減措置の延長
広島県漁港管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う係船料、入場料、野積場使用料等の金額の改正
広島県入港料条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う係船料、野積場使用料等の金額の改正
広島県の海の管理に関する条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う砂利（砂・玉石を含む。）を採取する場合の使用料の金額の改正
広島県マリーナ条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う広島観音マリーナにおける係留施設等の利用料金の上限額の改正等
広島県漁港区域内占用料等徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う砂利（砂・玉石を含む。）を採取する場合の土砂採取料の金額の改正
広島県港湾区域内占用料等徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う砂利（砂・玉石を含む。）を採取する場合の土砂採取料の金額の改正
広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う砂利（砂・玉石を含む。）を採取する場合の土砂採取料の金額の改正
ポートパーク広島設置及び管理に関する条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うポートパーク広島における係留施設等の利用料金の上限額の改正等
広島県都市公園条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うみよし公園におけるカルチャーセンター等及びびんご運動公園における陸上競技場等の利用料金の上限額の改正
広島県工業用水道条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う工業用水道料金の改正
広島県水道用水供給水道条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う水道用水供給水道料金の改正
県立病院使用料及び手数料条例	生殖医療に係る処置料等の上限額の改正
	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）及び文書料等の金額の改正等
広島県総合グラウンド設置及び管理条例	消費税率及び地方消費税率の改定に伴うメインスタジアム、野球場等の利用料金の上限額の改正

<p>広島県立総合体育館設置及び管理条例 広島県警察関係手数料条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う大アリーナ、トレーニングルーム等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>広島県警察関係手数料条例</p>	<p>道路交通法の改正に伴い、一定の病気等による取消処分者の再取得のための運転免許試験手数料の新設 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う駐車監視員資格者講習手数料の金額の改正</p>

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) (二)及び(三)以外 平成二十六年四月一日
 - (二) 広島県港湾施設管理条例（広島港出島地区の国際コンテナターミナルに係る係船料又は使用料の軽減措置を延長する部分を除く。）、広島県入港料条例、広島県マリーナ条例及びポートパーク広島設置及び管理に関する条例の改正 平成二十六年五月一日
 - (三) 広島県警察関係手数料条例の改正のうち道路交通法の改正に伴う一定の病気等による取消処分者の再取得のための運転免許試験手数料の新設 道路交通法の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 経過措置
- 次の条例について、それぞれの条例の改正規定の施行の際現に使用の許可を受けている者等のため、必要な経過措置を設けた。
- (一) 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例
 - (二) 広島県港湾施設管理条例
 - (三) 広島県漁港管理条例

★ 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（財政課）

一 改正の要旨

出資比率の変更に伴い、一般社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会を知事の調査等の対象から除くため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年三月二十六日

★ 広島県固定資産評価審査会条例等の一部を改正する条例（条例第十九号）（行政管理課）

一 改正の要旨

附属機関の委員の定数及び資格等について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）により関係法律が改正され、これらの事項に関する規定が見直されたことを踏まえ、必要な事項を定めるため、関係条例について、次のとおり改正を行った。

条 例 名	内 容
広島県固定資産評価審査会条例	広島県固定資産評価審査会の委員の定数を九人以内とする。
広島県土地利用審査会条例	広島県土地利用審査会の委員の定数を五人とし、会議の定足数を二人とする。
広島県麻薬中毒審査会条例	広島県麻薬中毒審査会の委員の定数を五人とする。
広島県社会福祉審議会条例	広島県社会福祉審議会の委員の定数を三五人以内とする。
広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例	広島県介護保険審査会に置く合議体の委員の定数を三人とする。
広島県水防協議会条例	広島県水防協議会の委員の定数を一五人以内とする。
広島県生涯学習審議会条例	広島県生涯学習審議会の社会教育分科会の委員たる社会教育委員の資格を定める。
広島県留置施設視察委員会条例	広島県留置施設視察委員会の委員の任期を一年とする。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

平成二十六年四月一日から安芸郡府中町が社会福祉法第十四条第三項の規定に基づく福祉に関する事務所を設置することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事	務	対象市町
身体障害者福祉法に基づく事務のうち、身体障害者手帳の交付等		海田町及び坂町

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 平成二十六年四月一日
- 2 二2（葉事法に関するものに限る。）の改正 平成二十六年六月十二日
- 3 二2（大気汚染防止法に関するものに限る。）の改正 大気汚染防止法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（文化芸術課）

一 改正の要旨

県内における調理師等の技術の向上に資するため貸し付けられる研修資金に係る返還債務を当該研修資金の貸付けの目的を達したと認められる場合に免除することができるようになるとともに、広島県医師育成奨学金の返還債務の免除の条件を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県立美術館条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（文化芸術課）

一 改正の要旨

広島県立美術館の利用者に対するサービスの向上と効率的な管理及び運営を図ることを目的として、開館時間を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（学事課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）において、地方独立行政法人法の一部が改正され、地方独立行政法人の保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資等に係るものであるときは、地方公共団体へ返納等しなければならぬとされたことに伴い、公立大学法人県立広島大学の当該財産を定めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

公立大学法人県立広島大学の保有する重要な財産であって条例で定めるものは、次のとおりとする。

- 1 県からの出資に係る全ての財産
- 2 県からの支出に係る財産であって返納等の認可に係る申請の日における帳簿価額が五十万円以上のもの

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例及び広島県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（医療政策課）

一 改正の要旨

地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）が国から交付されることに伴い、広島県災害拠点病院等耐震化整備基金及び広島県森林整備加速化・林業再生基金を同交付金による事業に要する経費の財源に充てられるよう、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十六年三月二十六日

★ 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（医療保険課）

一 改正の要旨

平成二十六年及び平成二十七年における財政安定化基金拠出金の拠出率を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（健康対策課）

一 改正の要旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（雇用基金特別対策プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金による基金事業のうち居住の安定の確保等を目的とする事業の実施期間が平成二十七年まで延長されることに伴い、広島県緊急雇用対策基金を引き続き当該事業の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年三月二十六日

★ 広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（森林保
全課）

- 一 改正の要旨
 - 二 施行期日
- 刑法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。
- 自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第一条に規定する
政令で定める日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（教育委員会）

一 改正の理由

広島市立広島中等教育学校が開校することに伴い、関係条例について必要な規定の整備を行った。

二 改正の内容

1 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
中等教育学校の前期課程に勤務する職員を、給料表の適用職員に加えるとともに、義務教育等教員特別手当の支給対象職員に加えた。

2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正
条例の対象となる義務教育諸学校等の教育職員に、中等教育学校の教育職員を加えた。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（教育委員会）

一 改正の要旨

公立高等学校の授業料等の不徴収制度が廃止され、所得制限に伴う就学支援金制度が導入されることに伴い、県立高等学校の授業料等の額及び徴収対象者を定めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（教育委員会）

一 改正の要旨

留学を志す意欲のある高校生に対して、留学を実施するために必要な経費の一部について、次の表の上欄に掲げる留学期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を上限とし、貸し付ける奨学金を新設するため、必要な改正を行った。

区 分	貸付上限額
二週間以上三月未満	二〇万円
三月以上	五〇万円

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
(条例第三十三号) (警察本部)

一 改正の要旨

情報通信技術の発達に伴い、悪意による嫌がらせ行為に電子メール等を連続して送信する行為を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年五月一日